こんにちは

## 保健師でする



## 健康診断を受けて 健やかな1年を!

自分では健康だと思っていても、病気は気づかないうちにじわじわと進行しているかもしれません。 健診はあなたのからだを総点検する絶好の機会です。

積極的に受診して健康な生活設計の軸にしましょう。

4月下旬に1年間の健診申込票をお配りしましたが、まだ申込みできますので、 保健福祉課衛生係までお問い合わせください。

- ・健診を効果的に受けるためのポイント
  - ① 年に1回は健康診断を必ず受診する
  - ② 健診の結果は大切に保管する
  - ③ 精密検査が必要なときは必ず受診する

## ご存知ですか人権擁護委員制度

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

錦江町には町長から推薦され、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおられます。



白川 弘(鳥井戸) TEL22-0242



岩下 啓式(神川上) IL22-3488



小牧 唯憲(馬場) IL 25-3714

相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。



## 行政相談委員に相談してみませんか

錦江町では、次の方が行政相談員として総務大臣から委嘱されています。

行政相談員は、皆さんの相談相手として、国の役所などの仕事に対する疑問や要望及び相談事について、 直接助言したり、関係機関に通知・照会し、その結果をご回答するなど皆さんの身近な相談窓口となって います。

行政相談委員が、次のとおり定例(巡回)行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は守られます。

行政相談日 5月17日(火)

易 所

**所** ◆本庁役場3F会議室 午前9時~12時

◆神川地区公民館 午後2時~4時

◆開発センター

午前9時~12時

行政相談委員

長 濵 正 秀 (本町)

TEL 22-0171

小路 幸一(早瀬)

TEL 25-2723